

鹿児島県ドッジボール協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県ドッジボール協会（以下、「県協会」という。）の役職員、指導者及び競技者の倫理に関する事項を定めることにより、県協会の事業執行の公平さ、競技の清廉性に対する県民の疑惑や不振を招くような行為の防止を図り、もって県協会及び一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「日本協会」という。）に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役職員等の範囲)

第2条 この規程において「役職員」とは、以下に掲げる者を指す。

- (1) 会長、副会長
- (2) 常任理事、理事及び監事
- (3) 顧問、参与
- (4) 専門委員会委員
- (5) 審判員その他県協会の主催する大会運営業務に携わる者

2 この規程において「指導者」とは、以下に掲げる者を指す。

- (1) 準指導員区分Ⅰ
- (2) 準指導員区分Ⅱ
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会ドッジボール指導員
- (4) 各大会にエントリーしたチーム役員（代表者、監督、コーチ、マネージャー）
- (5) その他チームの指導に携わる者

3 この規程において「競技者」とは、以下に掲げる者を指す。

- (1) 日本協会に選手登録した競技者
- (2) 日本協会のチーム登録規程に基づく登録を受けた競技者

(基本的責務)

第3条 役職員、指導者及び競技者（以下「役職員等」という。）は県協会規約及び日本協会の関係規程に基づき、自らの職責を公正かつ誠実に履行し、県協会及び日本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

2 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

3 役職員等は、本規程違反に関して倫理委員会の調査を受けたとき、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 役職員等は、品行の保持に努めなければならない。

5 指導者は、日本協会が策定する「指導者に関する規程」に則り、自らの品行の保持に努めるとともに、競技者を適切に指導しなければならない。

(暴力行為等の禁止)

第4条 指導者は、競技者を指導する際の問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力のみならず、暴言、脅迫、威圧等の精神的苦痛及び生理的苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

2 指導者は、競技者を指導する際、暴力行為と受け取られるような行為をしないよう十分留意する。

3 役職員等は、自らの優位性（上司と部下、先輩と後輩の上下関係を含むがこれに限られない）を背景に、指導助言または批判としての適正な範囲を超えて、立場の弱い者に対し暴力行為をしてはならない。

4 役職員等は、組織の運営またはスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

(セクシャル・ハラスメントの禁止)

第5条 役職員等は、自らが業務を遂行する場においてセクシャル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により当該相手方に不利益を与える行為、又は性的な言動により業務遂行の環境を害する行為をいう。）をしてはならない。

(差別の禁止及び個人の尊重)

第6条 役職員等は、人種、性別、信条、思想、宗教、身体及び精神の障害並びに学歴等を理由とした不当な差別をしてはならない。

2 役職員等は、個人の人権を尊重し、個人のプライバシーに配慮しなければならない。

(ドーピングの禁止)

第7条 競技者は、ドーピングをしてはならない。

2 何人も、競技者に対しドーピングを指示、教唆又はほう助してはならない。

3 競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めるよう努めること。

(反社会的勢力との関係の禁止)

第8条 役職員等は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、暴力団構成員及び準構成員等）と一切関係してはならない。

(法令遵守)

第9条 役職員等は、法令、規則及びその他の規程を遵守しなければならない。

2 役職員等は、他の者に法令等に違反する行為を指示、教唆またはほう助し若しくは他の者が行った法令等に違反する行為を黙認してはならない。

3 役職員等は、違反賭博に一切関与してはならない。

(経理処理の適正)

第10条 役職員等は、補助金、助成金及び寄付金等の経理処理に関し、適正な処理を行うと共に、不正行為を未然に防ぐため、監事及び外部監査人等をおき、定期的な監査体制を確立しなければならない。

2 補助金等の取り扱いについては、補助先の補助目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、他の目的に流用してはならない。

(経理に関する不正行為の禁止)

第11条 役職員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 横領又は背任行為をすること
- (2) 架空請求等をし法令、規則及びその他の規程に違反して、県協会、日本協会及びその他の関係団体に対し補助金を請求すること
- (3) 報酬、費用弁償等で県協会及び日本協会から不正な利益を得たり第三者に得をさせたり提供したりすること
- (4) 備品等の購入その他県協会及び日本協会との取引に関し、贈収賄や接待又は供応をすること

(選考の公正性)

第12条 役職員等は、競技大会に派遣する競技者及び公認審判員の選考にあたっては、選考基準を定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行わなければならない。

(倫理委員会の設置)

第13条 この規程の実効性を確保するため、県協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については理事会により別に定める。

(処分の手続き)

第14条 倫理委員会は、規程に違反した役職員等（以下、「処分対象者」という。）がこの規程に違反する行為を行ったと認められる場合、処分対象者に対し同規定に基づく弁明の機会を与えた上で、別表に掲げる区分に従い、処分に関する意見を記載した意見書を会長へ提出する。

2 会長は、前項の意見書に基づき、処分対象者に対して別表に掲げる区分に従いいずれかの処分をする。ただし、会長が処分対象者である場合は理事会の決議による。

3 前項の弁明の機会を与える手続きについては別に定める。

(その他)

第15条 この規定の実施に関し必要な事項は理事会により別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月27日から施行する。